

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
期日指定定期貯金規定	期日指定定期貯金規定
1 ～ 2 （省略）	1 ～ 2 （同左）
3. （利息）	3. （利息）
(1) ～ (2) （省略）	(1) ～ (2) （同左）
(3) <u>第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合および第 4 条第 6 項</u> の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。	(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第 4 条第 5 項</u> の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。
① ～ ⑥ （省略）	① ～ ⑥ （同左）
(4) （省略）	(4) （同左）
4. （貯金の解約、書替継続）	4. （貯金の解約、書替継続）
<u>(1) この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u>	<u>(追加)</u>
(2) ～ (3) 項番繰下げ	(1) ～ (2) （同左）
<u>(4) 前 3 項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて</u> 正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることが あります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を 行いません。	<u>(3) 前 2 項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて</u> 正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあり ます。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いま せん
(5) ～ (6) 項番繰下げ	(4) ～ (5) （同左）
5. （省略）	5. （同左）
6. （成年後見人等の届出）	6. （成年後見人等の届出）
(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名そ の他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 <u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所</u> <u>の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>	(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名そ の他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 <u>(追加)</u>
(2) ～ (5) （省略）	(2) ～ (5) （同左）
7 ～ 14 （省略）	7 ～ 14 （同左）
15. （規定の変更等）	15. （規定の変更等）
(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、</u> この規定の各条項は、金融情勢その 他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、 <u>民法の変更の規定に基づいて変更す</u> <u>るものとします。</u>	(1) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる 場合には、 <u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u>
(2) 前項によるこの規定の変更は、 <u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方</u> <u>法で公表し、</u> 公表の際に定める <u>適用開始日</u> から適用されるものとします。	(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、 <u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものと します。
以 上 <u>(令和 2 年 4 月 1 日現在)</u>	以 上 <u>(平成 29 年 12 月 29 日現在)</u>